

【資料VIII- 6】

点検整備報告書作成要領

(鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場及び鶴見緑地庭球場)

点検整備報告書作成要領

1. 総則

点検整備基準表で定められている設備の点検整備の結果をまとめた報告書作成については、点検整備内容どおりであるかを本市職員が確認可能なものであることが不可欠であることから、報告書作成の際に必要な事項を定めるものである。

2. 報告書の様式

報告書の様式は各施設各設備によって多種多様であるため本市で指定することはしないが、点検整備内容の項目ひとつひとつに対して点検または整備がしたことを示すような様式でなければならない。指定管理者または指定管理者が発注する請負業者が通常使用している汎用的な報告書のみでは実施したと認められない可能性がある。点検整備内容の各項目について、点検済の記載、測定記録、あるいは作業写真（後述）のどれをもっても実施したことが確認できない場合は、当該項目については点検整備がなされなかったものとみなされるので注意されたい。

3. 写真撮影について

点検整備内容の各項目について作業写真を撮影し報告書に添付すること。撮影方法については、別紙「作業写真撮影要領」を参照のこと。

4. 報告書の管理について

報告書は点検整備後速やかに作成または発注先業者から受領すること。指定管理者が請負業者に発注する際は、報告書提出期限を設けること。

報告書は当該施設内で保管すること。指定管理者が管理している他の施設や本社社屋で保管しないこと。

5. その他

フロン排出抑制法に基づき、対象機器の整備時は必ず、フロンの回収・充填証明書を受領し保管すること。

作業写真撮影要領

この要領は、点検整備報告書作成要領に基づく作業写真または指定管理者が実施する設備修繕時の作業写真の撮影方法等を示したものである。

撮影の目的

写真撮影の目的は、点検整備内容に記載の作業内容(点検、整備、部品交換等)または修繕が実施されたことを後日第三者に証明することである。設備モニタリング時等において本市職員が確認できるようなければならない。作業時に指定管理者が立ち会っていたとしても写真撮影を省略することはできない。

全般事項

- ①写真はカラーとし、鮮明に撮影する。
- ②大きさは83mm×117mmを標準とする。ただし、デジタルカメラによって撮影後写真帳へ編集するに当たり、鮮明度を損なわない範囲で縮小することができる。
- ③撮影時に、施設名称、業務名称、作業内容(点検内容、整備内容、交換部品名等)、作業日、実施者を記した黒板、白板あるいはパネル等(以下、「黒板等」という。)を写しこむこと。ただし、高所作業や狭あい箇所等で黒板等を写しこむことが危険な場合や、撮影対象物が遠方でピントが合わない場合等は、写真帳の説明欄に記載することで代えることを可とする。

黒板等の表記例

施設名称	〇〇スポーツセンター
業務名称	加圧給水設備整備
作業内容	受水槽設備 ボールタップの作動確認
作業日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
実施者	〇〇〇〇株式会社

デジタルカメラについて

- ①画素数は鮮明度を損なわないものとする。
- ②撮影直後に構図やピントが適正かを確認する。

フィルム撮影について

- ①撮影後速やかに現像、焼付を行う。

具体的な撮影対象の例(典型的なものを示したものであり、これらに限定するという意味ではない。)

- ①点検
 - ・点検作業中を撮影。点検している対象物が明確となるよう撮影する。
- ②整備
 - ・整備作業中を撮影。整備後の完成状態ではなく、作業中を撮影する。
- ③部品交換
 - ・交換前の旧品(既設)の取付け状態を撮影する。

- ・取りはずした旧品と新品を並べて撮影する。(どちらが旧、新かが分かるようにする)
- ・新品の取付け後の状態を撮影する。(旧品の取付け状態と同等の角度、倍率で)
- ・新品自体に型番の記載があれば写しこむ。(品自体になければ型番が記載された梱包ケース等を写しこむ)

④施工後の状態では容易に確認できないもの

- ・配管、バルブ、ダクトは保温前に撮影する。
- ・地中埋設部分は埋設前に撮影する。

⑤気密試験

- ・開始時及び終了時の圧力計及び時計の数値が鮮明に見えるよう撮影する。(開始時と終了時は同等の角度、倍率で)

⑥安全対策

- ・安全対策をする事項は安全対策を講じている状況を撮影する。

(例)

1. クレーン作業時の荷の下への立入禁止措置の状況
2. 高所作業時の作業床の設置または安全帯着用の状況
3. 感電の恐れがある場所での絶縁用保護具の着用の状況
4. 酸素欠乏及び硫化水素発生場所での濃度測定及び換気等の状況
5. マンホールや搬入口の開口部における転落防止措置の状況
6. クレーン車の転倒防止措置の状況
7. 飛来物、落下物がある恐れのある場所での作業における保護帽の着用の状況

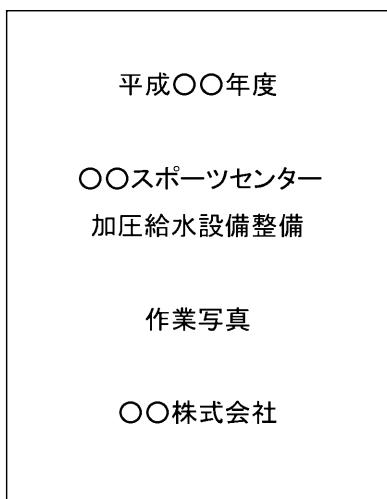
⑦不良箇所

- ・点検の結果不良と判断された場合は当該箇所を撮影する。

写真帳への編集(写真帳を別とせず報告書本文と一緒にしても可)

- ①写真帳の大きさはA4とする。
- ②写真は片面に3枚を収めることを基本とする。
- ③写真プリントしたものは写真帳から脱落しないようにする。
- ④デジタルカメラによる場合は、印刷したものでも写真プリントしたものでも可とする。
- ⑤写真は点検整備内容に記載の順または作業日順に並べる。

表紙



内容

